

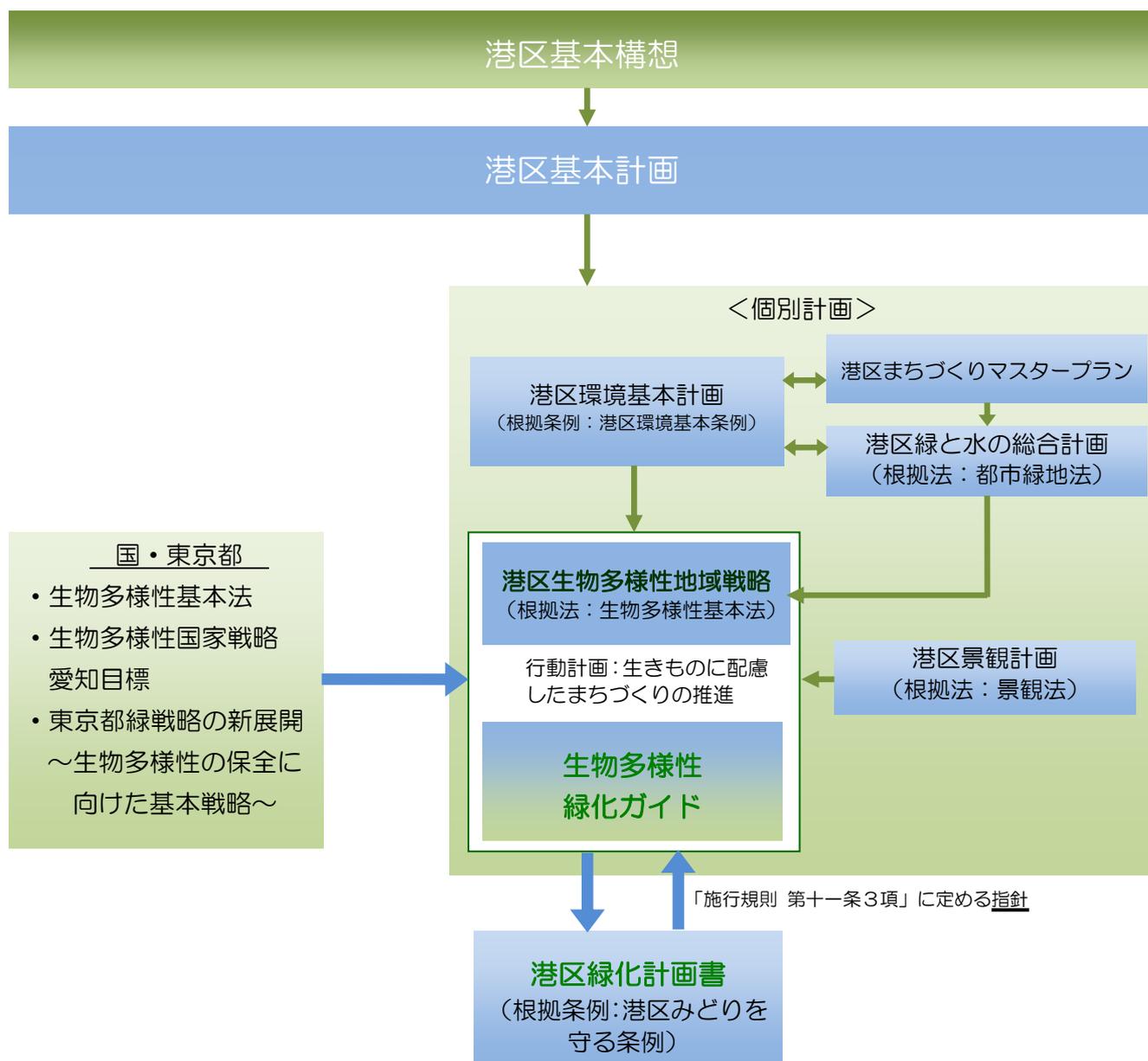
1 生物多様性緑化ガイドの概要

- (1) 生物多様性緑化ガイドの位置づけ
- (2) 生物多様性緑化ガイドのねらい
- (3) 生物多様性緑化ガイドの適用対象

(1) 生物多様性緑化ガイドの位置づけ

本ガイドは、平成 26 年 3 月に策定された「港区生物多様性地域戦略」における「目標 3：自然や生きものと共存できるまちづくり」を実現するための「行動計画：①生きものに配慮したまちづくりの推進」を図るため、港区が推進する自然と共生できる質の高い緑の保全・創出を実現することを目的とした、生物多様性緑化の指針（緑化ガイド）として作成したものです。

※ 生物多様性緑化ガイドは、「港区みどりを守る条例 施行規則 第十一条 3 項」に定める指針に該当します。）



※肩数字を示した用語については、巻末（P79～）用語集の当該番号をご覧ください。詳しい説明があります。

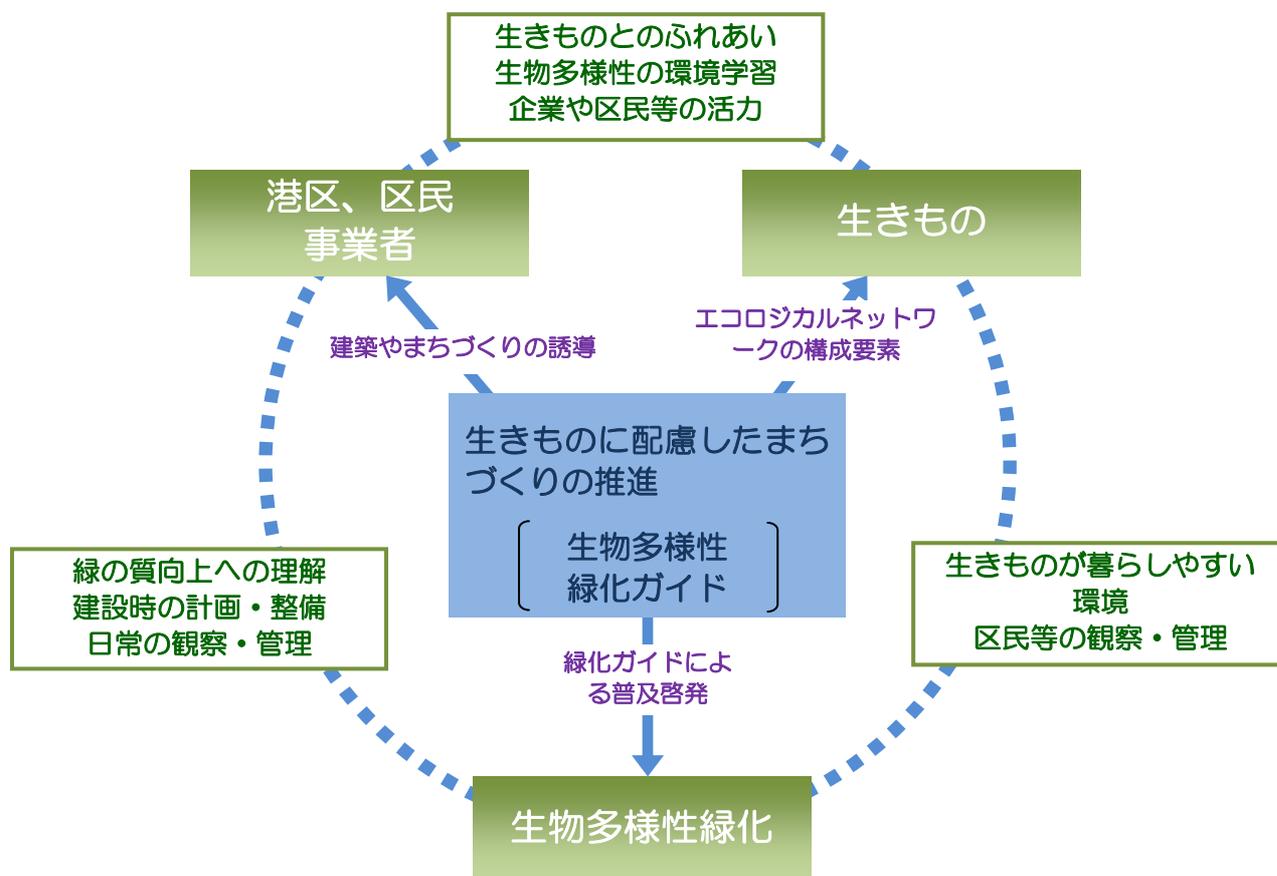
(2) 生物多様性緑化ガイドのねらい

この緑化ガイドは、区や区民、事業者などが生物多様性¹¹⁾の向上に役立つ緑地²³⁾の増加を図るために、港区エコロジカルネットワークの形成にむけて、公共・民間施設建設の際の取組の方針を示したものです。

緑化ガイドのねらいは、区や区民、事業者が「生物多様性緑化」によって「生きもの」が生息しやすい環境や生息拠点となる緑地が繋がれた状態をつくることです。

身近な場所に「生きもの」が生息するようになると区民や事業者にとって「生きもの」とふれあう機会が増え、生物多様性への興味や理解が高まっていきます。

港区は、世界中から生物多様性の恵みを多く受けている大都市として、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取組み、都心区としての責任を果たしていきたいと考えています。



(3) 生物多様性緑化ガイドの適用対象

- すべての建築計画が対象です。
- 敷地面積 250 m²以上の建築計画は、生物多様性緑化ガイドで定めるチェックリスト及び生物多様性緑化計画平面図の提出が必要となります。